別紙様式

　　年度（前期／後期）優秀社会人学生授業料免除申請書

年　　月　　日　提出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名 |  | 学籍番号 |  |
| 所属専攻・課程 |  | 所属コース（博士前期課程のみ） |  |
| 長期履修の有無（長期履修期間） | □無し　 □有り（期間：　　　　年　　月　～　　　　　年　　月） |
| 申請者の住所・連絡先 | 住所：  |
| 電話： | email： |
| 勤務先名称 |  | 役職等 |  |
| 勤務先での主な業務内容 |  |
| 勤務先からの就学支援の有無 | □無し　 □有り |
| 「有り」の場合，就学支援の内容（経済的支援がある場合は金額を明記する事） |
|  |
| 勤務先と本学との関係※共同研究や協定，寄付等があれば記載してください |  |
| 主指導教員所属・氏名 | 所属：  |
| 氏名： |
| 注意事項 | 以下のいずれかに該当する場合は，本制度による授業料の免除は受けられません。１．帯広畜産大学における入学料，授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除の取扱いに関する規程（平成16年4月8日規程第75号）第9条第1項により，授業料を免除された場合２．勤務先等から，授業料の半額相当以上の金銭的な援助を受けている場合３．本学のティーチングアシスタント又はリサーチアシスタントとして従事可能な場合４．標準修業年限を超えて在籍している場合。長期履修者については，認められている長期履修期間を超えて在籍している場合。ただし，本人の責に因らないやむをえない事由により標準修業年限もしくは長期履修期間を超えて在学している場合については，主指導教員の作成した「理由書」を提出することにより，申請することができます。５．研究科在籍中に，帯広畜産大学大学院学則（平成16年学則第2号）（以下「大学院学則」という。）第25条に規定する懲戒処分を受けた場合 |